

# 介護保険

〈情報コーナー〉



## 更新認定の有効期間を延長します。

更新認定の有効期間は原則12ヵ月と定められていますが、介護認定審査会の意見に基づき必要と認められる場合は、要介護1から要介護5は24ヵ月まで長く定めることができます。

現在、雲南広域連合では、長期間にわたり状態が安定していると考えられる場合、要介護4及び要介護5の更新認定の認定有効期間を最大24ヵ月としています。さらに利用者の手続きの簡素化や認定事務の一層の効率化のため、要介護1から要介護3についても同様に更新認定の有効期間を最大24ヵ月にします。

### 申請区分別有効期間の取り扱い一覧表

申請区分	原則	延長	短縮
新規	6ヵ月	不可	3ヵ月～5ヵ月
更新	12ヵ月	<u>13ヵ月～24ヵ月</u>	3ヵ月～11ヵ月
区分変更	6ヵ月	不可	3ヵ月～5ヵ月

### 更新認定有効期間延長の要件

長期間にわたり現状の要介護状態区分が変化しないと考えられる場合で、次の状況とします。

- ◆身体上または精神上的の生活機能低下の程度が安定していると考えられる場合
- ◆長期間にわたり、審査判定時の状況が変化しないと考えられる場合
- ◆その他、認定審査会が特に必要と認める場合

### 実施時期

平成22年4月1日認定分以降

④認定の有効期間内に心身の状態が悪化・重度化する等により、介護の必要度が現に認定されている要介護状態区分に該当しなくなったときは、市町の介護保険担当窓口にて区分の変更を申請してください。

## 「島根ふるさとフェア2010」について

平成22年1月23日(土)、24日(日)に広島市の広島県立総合体育館周辺で行われる「島根ふるさとフェア2010」に今年も参加します。今回で13回目となるこのフェアのテーマは、「心に届くおもてなし」です。

雲南地域からは、屋内「しまねまるごと特産市」へ17業者、屋外「しまねあつあつ屋台村」へ13業者が参加します。主な販売品目は、屋内「農林産物、乳製品、漬物、そば、生どら、イノシシ肉まん」など、屋外「そば、焼そば、奥出雲和牛焼肉、杵つきもち」などです。

雲南広域連合ブースでは、連合長・副連合長によるトップセールスや宝探しゲーム、ご当地レンジャー撮影会などを実施します。



昨年度(島根ふるさとフェア2009)の様子。2日間で約17万4千人の来場者がありました。

## 雲南地域 宝探しの達人 結果報告

平成21年10月17日～11月30日まで実施した「雲南地域 宝探しの達人」の応募結果を報告します。

- 達人クラス (20箇所全ての答えを集めて応募された方) … 404名
- 一般クラス (10箇所以上の // ) … 241名
- 初級クラス (5箇所以上の // ) … 125名

この中から抽選で当選された方には12月に賞品を発送させていただきました。今回は、県外からも約270名の応募がありました。多数のご参加ありがとうございました。またアンケートでは、「雲南地域をよく知ることができ、楽しかった」、「食事・温泉も毎回新しい発見があり楽しいし、季節も一番過ごしやすい」など好評をいただきました。

## ご存じですか？ 介護保険料の税控除

1月から12月までの1年間に納めていただいた介護保険料は、所得税や住民税における社会保険料控除の対象となります。

### 年金天引きによる納付の場合

被保険者本人に限り、社会保険料控除の対象となります。納付した保険料額は年金保険者から送られる、「源泉徴収票」でご確認ください。

### 納付書や口座振替による納付の場合

被保険者本人、あるいは、被保険者に代わって介護保険料を納付した同一世帯の方は社会保険料控除の対象となります。納付書納付の場合は「納入通知書兼領収書」、口座振替の場合は「通帳の記帳」で金額をご確認下さい。

※申告の際に納付証明書を添付する必要はありません。申告書に納付した保険料額を記入していただくだけで結構です。

金額が確認できない場合は、各市町の介護保険担当窓口か雲南広域連合へお問い合わせ下さい。



## 介護保険料

# Q&A

**Q** 現在、介護を必要としていませんが、それでも保険料を納めなければならないのですか？

**A** 介護保険制度は、介護を必要としている方々を社会全体で支え合うことを目的とした制度です。介護保険事業を運営する費用の半分を被保険者の皆さんの保険料で運営していますので、ご理解のうえ、納付をお願いします。



**Q** 収入が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

**A** 介護が必要な方々の費用の財源として、65歳以上の第1号被保険者の方には、住民税の課税状況などに応じて定額の保険料を負担していただきます。なお、収入が少ない方については、負担が重くならないように、あらかじめ保険料額を低く設定しています。



## 雲南広域連合独自の「市町村特別給付」をご利用ください。

雲南広域連合では、要介護認定を受けている方の居宅での生活を支援するために、下表の2事業からなる保険者独自の介護給付制度「市町村特別給付」を行っています。事業の内容や利用できる方などは次のとおりです。

事業名	〈1〉外泊体験サービス事業	〈2〉居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業
事業内容	在宅復帰を目的に施設や病院から自宅へ外泊される場合に、外泊期間中に利用した居宅サービスにかかる費用の9割を支給するものです。 ※利用期間は1泊2日以上で年間10日間が限度	中・重度の認定を受けている方が、居宅サービスの支給限度基準額(以下限度額:注1)を超えてサービスを利用しなければ日常生活が困難な場合に、基準額を拡大(表2)し、拡大部分にかかる費用の9割を支給するものです。
利用できる方	病院・診療所に入院または、介護保険施設に入所している要介護1以上の認定を受けている方。	要介護3以上の認定を受けている方のうち、①認知症の方②寝たきりなどの方③本人や家族等のやむを得ない理由、①~③のいずれかの理由で限度額を超えなければ必要な回数の居宅サービスの利用ができない方。 ※認知症により頻回のサービスを必要とする要介護2の方にも適用します。
対象となるサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護</li> <li>訪問入浴介護</li> <li>訪問看護</li> <li>訪問リハビリテーション</li> <li>通所介護(認知症対応型を含む)</li> <li>通所リハビリテーション</li> <li>福祉用具貸与</li> <li>居宅介護支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護</li> <li>訪問入浴介護</li> <li>訪問看護</li> <li>訪問リハビリテーション</li> <li>通所介護(認知症対応型を含む)</li> <li>通所リハビリテーション</li> <li>福祉用具貸与</li> <li>短期入所生活介護</li> <li>短期入所療養介護</li> </ul>

備考 … いずれの事業とも事前に承認を必要とします。申請された内容を審査し、雲南広域連合長が認めた場合に限り、支給の対象となります。

(表1) 〈1〉の事業の1回あたりの利用限度額

介護度区分	利用限度額
要介護1	33,160円
要介護2	38,960円
要介護3	53,500円
要介護4	61,200円
要介護5	71,660円

(表2) 〈2〉の事業の対象となる支給限度基準額(月額)

介護区分	通常の実給限度基準額	拡大後の支給限度基準額
要介護2	194,800円	253,240円
要介護3	267,500円	347,750円
要介護4	306,000円	397,800円
要介護5	358,300円	501,620円

注1) 支給限度基準額とは、介護度ごとに利用できる(保険対象となる)1か月あたりの居宅サービス費用の上限額です。上限額を超える居宅サービスの利用については、全額自己負担となります。市町村特別給付制度の利用・手続きなど詳しくは、雲南広域連合または、各市町介護保険担当窓口までお問い合わせください。